

はじめに

我々地方自治体を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあります。財政健全化法が施行され、財政健全化判断比率が一定の比率を超えた団体は、早期是正が義務づけられることとなります。国の地方財政計画が、年々、地方に厳しい内容になっていることもあり、多くの地方自治体が財政健全化団体等の対象となるのではないかと新聞等で報道されています。

本市においては、今後数年間は、財政健全化法に基づき財政健全化団体等に指定される可能性は、非常に少ないと考えています。しかし、三位一体改革の影響による財源の大幅な減収や少子高齢化による財政需要の増加など、財政環境は厳しい状況が続くことが想定され、平成19年度決算においては経常収支比率がついに100%を超える事態となりました。この状況が続けば、将来的には財政健全化団体等の指定の可能性もあり、かつてのような財政健全団体ではないことを再度認識するときがきています。

この財政的な危機を突破するために、本市では「箕面市集中改革プラン」を策定し、全庁をあげて行財政改革に取り組んでいます。「14の処方箋(改革項目)」を掲げ、行財政を徹底的にスリム化することで、多様化する市民ニーズに応えながらも、持続可能な行財政体質への転換を図っているところです。

今後も、市民の皆様の理解のもと、改革の処方箋の実効性を高めながら行財政改革を着実に推進していく必要があります。この冊子をご一読いただくことで、本市の財政状況や今後の財政運営につきまして、一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年10月